

松本市告示第248号

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第243条の2の規定に基づき公金の
収納(徴収)事務を委託します。

令和7年4月1日

松本市長 臥雲 義尚

1 委託した業務

松本市営住宅、松本市特定公共賃貸住宅、松本市営特定目的住宅及び松本市再開発住宅を退去した者が滞納している住宅家賃、駐車場使用料、これらの督促手数料及び延滞金(以下「滞納家賃等」という。)の収納事務

2 委託の相手方:

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人 ライズ総合法律事務所

3 委託の理由

滞納家賃等収納事務のノウハウを有し、専門的な知識を有するライズ総合法律事務所に滞納家賃等の整理業務を委託し、滞納額の縮減を図るため

4 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで